

議案第 84 号

長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削る。

第8条中「、使用料」を「、前条第1項に規定する使用料」に改める。

別表(1)を次のように改める。

(1) 展示ホール等使用料

(単位：円)

区分	1時間につき	
	町民	100
展示ホール	町民以外	210
	町民	100
研修室	町民以外	210

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。